

貝 福 総 第 98 号

令和4年10月20日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

貝塚市長 酒井 了

(公 印 省 略)

2022年度自治体キャラバン行動・要望書について

令和4年6月30日付けの標記要望書について、別紙の通り回答書を送付いたします。

統一要望項目

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】人事課

職員配置につきましては、業務量に応じ最適となるよう正規職員の定数管理に努めております。災害等の緊急時には、貝塚市地域防災計画に基づき職員の業務体制を確保し、適切な対応を取れるよう努めているところです。

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】人事課

本市（市長部局）女性職員の割合につきましては、令和4年4月1日現在、42.8%で、女性管理職の割合につきましては、26.8%となっております。

多様化する市民ニーズに的確に対応するためにも、女性の視点を政策に反映させることは必要なことであり、今後につきましても、その能力を十分に発揮できるよう幹部職員への積極的な登用を図ってまいりたいと考えております。

2. コロナ対応及び物価高対策

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

【回答】生活福祉課・福祉総務課・健康推進課・人権政策課

困窮等の理由で緊急に支援を必要とする場合は、市役所に電話をしていただければ、当直から担当者に連絡し、緊急性について判断したうえで対応しております。

DV相談については、人権相談、女性相談や母子相談など、相談者の状況に応じて関係課で相談を受けており、被害者に寄り添い個別に柔軟性をもって対応しております。

土日や連休については、今のところ窓口開設の予定はありませんが、土日や連休中に命の危機に直面するような事態に陥った場合は、緊急通報をお願いします。

土日や連休等の医療相談については、市のHPより大阪府開設の発熱者SOS等の相談窓口を案内しています。また新型コロナウイルスワクチンに関する一般相談については、市開設のコールセンターにて、土日祝（午前9時～午後5時30分）の対応をしています。

② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

【回答】福祉総務課

現金支給等生活困窮者対策につきましては、国の制度として住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等、様々な対策が講じられております。本市におきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、均等割のみ課税世帯に対し独自の給付金事業を行います。

③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

【回答】上下水道総務課

水道料金については、令和2年5月から令和3年4月までの検針分に関し、基本料金の50%減額を実施しました。当該減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和4年4月分までの1年間延長しましたが、今のところ水道料金、下水道使用料ともに減免等を実施する予定はありません。

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

【回答】子ども福祉課・子育て支援課

ひとり親家庭の児童扶養手当受給者のかたについては、8月の児童扶養手当現況届時に個別に面談を行い、利用可能な社会資源の案内やニーズの把握に努めております。

また、令和5年度に第3期貝塚市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施する予定であります。

本市のこの計画は子どもの貧困対策を含む計画であることから、ニーズ調査のタイミングで必要な設問項目の追加を検討します。

② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

【回答】子ども福祉課

令和3年4月より、子ども医療の助成対象年齢を15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあたるかたから、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるかたまで引き上げたところであり、一部自己負担額を無償化する考えはございません。

児童に係る入院時食事療養費の助成については、すでに全額を助成対象としております。

- ③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

【回答】子ども福祉課・福祉総務課

市の取組みとして、食材等の募集を令和3年度の年3回から年4回へ増加し、子ども食堂等を通じて必要とされるかたにお届けしております。

なお、市民のみなさまや企業等から寄せられた食材が、困窮する方々への支援に繋がるよう、ホームページやフェイスブック等で子ども食堂の開催状況等を発信しております。

生活困窮の相談において、緊急に食べ物を必要とする方には、一時的な支援ができるよう、大阪府などの災害用備蓄物資の放出品のアルファ化米などの食料確保に努めております。

また、貝塚市社会福祉協議会では、行政や生活困窮者からの相談における「繋ぎの支援」として、緊急食材支援を必要最低限の範囲で、原則として1世帯に対して1回限りの支援をすることもあります。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】教育総務課・保育こども園課

学校給食にかかる施設・設備・人件費以外の経費につきましては、学校給食法第11条第2項において保護者が負担することと示されており、本市では無償とすることは考えておりませんが、低所得世帯に対しては就学援助制度により給食費を支給し、負担の軽減を図っています。なお、本市では小中学校とも主食、牛乳、副食を備えた完全給食を実施しています。また、現在小学校は自校調理で給食を提供しておりますが、中学校は事業者へ調理と配送を委託するデリバリー方式で実施しており、これを自校調理に変更する考えはありません。

本市では、休校中や長期期間中の食事支援は考えておりませんが、有志の団体が夏休みや休日に子ども食堂を行っており、市はその活動を補助金交付により支援しています。

公立認定こども園につきましては、副食費については、無償化する考えはありません。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

【回答】子ども福祉課

国の児童扶養当事務処理マニュアル等に基づき、支給要件確認に必要な民生委員の証明書の取得や、家庭訪問等については、適正に対応しております。

DVに関連した離婚相談等についても、人権を侵害することなく、かつ精神的に負担にならないよう配慮しながら、相談者のニーズを聞き取り、必要な支援に繋げております。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】学校教育課

本市では、毎年、受診状況調査を実施しています。その結果、受診していない児童・生徒に対して、再度の通知や保護者への声かけも行っています。付き添い受診の実施の予定はありません。フッ化物洗口は、平成26年度に導入を検討し、学校保健会（学校医と学校歯科医、学校薬剤師、市教委で組織されている団体）と協議を重ねた経緯がありますが、実施はしていません。

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】学校教育課・子ども福祉課・福祉総務課

教職員がゲートキーパーとして子どもたちのSOSに気づき、課題を早期に発見・把握するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含めたチームによる生徒指導体制を通じて、児童生徒の適切な支援に取り組んでまいります。

また、家族の状況や支援の有無などの情報を収集するとともに可能な限り本人や家族のニーズを確認しながら、当事者の意思を尊重した支援を進めるよう努めてまいります。

市民相談室における相談の中で発見・把握したヤングケアラーに関しましては、世帯に寄り添い、関係機関との連携のうえ、適切な支援につないでいるところです。

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答】学校教育課

本市では、給付型奨学金の実施の予定はありません。向学心に富みながらも経済的理由で就学が困難な方に学資の一部を貸与する奨学金の貸付は行っています。

市の奨学金の制度の変更があった場合は、周知用の募集要項を改訂し、市民からの問合せにも丁寧に対応しております。

4. 医療・公衆衛生

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料 PCR 検査の実施など、いつでも簡単に PCR 検査ができるようにすること。

【回答】健康推進課・商工観光課

医療供給体制の確保については、「新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府保健・医療供給体制確保計画」が策定され、感染拡大に備えた方針が出されています。また感染源の追跡・分析については、「新型コロナウイルス感染症大阪府検査体制整備計画」が策定されています。今後、働きかけが必要な場合、大阪府市長会を通じ要望してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るとともに、社会経済活動を促進するため症状のない市民のかたを対象に無料で利用できる「貝塚市 PCR センター」を設置して、大阪府が実施する PCR 検査と合わせ検査機会の拡大に取り組んでいるところです。

- ② 第 5 波・第 6 波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

【回答】健康推進課

第 5・6 波の中で、大阪の保健所業務は逼迫していました。保健所は、感染症対応の最前線で、多くの重要業務を担っていることから、保健所が機能不全に陥った場合、迅速かつ的確な感染症対応に大きな支障をきたすことになるため、大阪府に対し、新型感染症の流行等不測の事態にも適切に対応できるよう、保健所の体制強化を要望してまいります。

5. 国民健康保険

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

【回答】国保年金課

平成 30 年度から大阪府の統一保険料に移行しており、市独自の保険料の減額や減免などは実施する考えはございません。

こどもの均等割につきましては、令和 4 年度より子育て世帯の経済的負担の観点から、保険料の 5 割軽減を実施しております。こどもの均等割を無料にする考えはございませんが、今後の国の動向を注視してまいります。

- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

【回答】国保年金課

大阪府国民健康保険運営方針において、『保険料率を統一することにより、将来も含めた保険料の府内格差は是正され、府内の「被保険者間の負担の公平性」が確保される』とされていますことから、大阪府国民健康保険運営方針を尊重すべきであると考えております。

- ③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】国保年金課

傷病手当は、本来給与所得者の給与補填が目的の制度でありますので、自営業者やフリーランスにも適用拡大する考えはございません。国に対して、適用拡大を要望する考えはございませんが、今後の国の動向を注視してまいります。

令和4年度の国民健康保険料の決定通知書の送付時に、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免制度のチラシを同封いたしました。また、傷病手当金、減免制度、徴収猶予、一部負担金減免等につきましては、広報誌及びホームページにその内容を掲載し、申請書をダウンロードできるようにしております。

国民健康保険料や減免については、大阪府の統一基準としているので、市独自での保険料の減額や減免などは実施する考えはございません。

各種申請書につきましては、ホームページに内容を掲載し、ダウンロードできるようにしております。また、感染防止のため窓口に来庁することなく、郵送による申請も受付しております。

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

【回答】健康推進課・国保年金課

特定健診・各種がん検診については、同日受診日の設定、日曜開催、コールセンターの設置、インターネット予約、オプション検査の実施を継続し、受診率向上に努めてまいります。

これまでの取り組みについての分析・評価は「第3期データヘルス計画」、「第4期健康かいつか21」策定を通じて行い、新たな方策を進めてまいります。

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は 18 歳以上を対象に 毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

【回答】健康推進課

歯科口腔保健の取り組みは、現在、市内 31 か所の歯科医療機関において妊婦及び 40 歳以上の方を対象に歯科健康診査を実施しているところです。また歯科口腔保健に関しては「第 3 期健康かいつか 21」において、歯と口の健康とケアの現状と課題を整理し、実践目標を定めております。

今後は、国で閣議決定された「骨太の方針 2022」における「国民皆歯科健診」の動向に注意してまいります。

7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

【回答】高齢介護課

介護保険料を引き下げのために一般会計から繰入れをおこなう考えはありません。また、国庫負担の引き上げについては、市長会等を通じて国に要望してまいります。なお、第 8 期介護保険事業計画期間における基準保険料額の算定時に、介護給付費準備基金を活用することで保険料負担の軽減を図っております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収 150 万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齢介護課

本市におきましては、保険料の段階区分が第 2、第 3 段階のかたを対象に、収入や資産などの基準に該当し、生計の維持が著しく困難な場合に保険料軽減措置を実施しており、更なる減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021 年 8 月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齢介護課

本市では、実態調査や独自の減免制度を実施する考えはありません。負担の公平性と制度の維持可能性を高める観点から一定以上の収入や預貯金のあるかたに対して、負担能力に応じた負担を求めているところです。

④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】高齡介護課

総合事業のサービスについては、必要な人に最も適したサービスが提供できるよう、訪問・通所とも従来相当サービスのほかに、人員等の基準を緩和したサービスを実施しています。従来相当サービスについては、有資格者等による専門的な支援が必要なかたに適切に利用してもらえようとしています。

また、認定有効期間が満了する前に更新申請のお知らせを送付するとともに、日常生活において支援を必要とされるかたの新規申請については、地域包括支援センターが申請の代行を行うこととしており、認定申請の抑制はしておりません。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】高齡介護課

「訪問型サービス」の単価につきましては、現行相当サービスは国が定めたサービスコード表の1回単価を、緩和型サービスについては、現行相当サービスの8割の単価を設定しております。

⑤ 居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

【回答】高齡介護課

生活援助サービスの回数制限を行うものではなく、必要以上のサービス提供が利用者の自立支援を阻害するおそれもあることから、個々の利用者の自立支援にとってより良いサービスとする趣旨からケアプラン等を確認し、適正なサービスを提供できるよう、事業所への助言・指導を行っております。

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齡介護課

本市では、「自立支援型地域ケア会議」は行っておりません。

- ⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齡介護課

本市では、国の方針に基づき、サービスが必要なかたが適切にサービスを受けられるようなケアマネジメントができるように努めております。

- ⑦ 高齡者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齡者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齡者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】高齡介護課

現在のところ、高齡者の熱中症予防の実態調査を実施する考えはありません。

熱中症予防については、広報等により広く市民に注意喚起しているところです。高齡者に対しては、介護予防教室やふれあい喫茶などの集いの場において啓発を行っています。

高齡者の見守りについては、地域住民や地域包括支援センター職員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどの会議の場で高齡者の情報を共有し、熱中症予防も含め介入が必要な高齡者には個別訪問を行っております。

クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度の創設は考えておりません。

- ⑧ 入所待機者を解消し、行き場のない高齡者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】高齡介護課

今年度において、高齡者福祉計画第 9 期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施を予定しており、必要とする介護サービスを当該計画に反映することを考えております。

なお、介護保険施設やグループホームなどの新規整備は、介護給付費が増加し、介護保険料の上昇要因となるため、給付と負担のバランスを図りつつ介護保険制度の持続可能性を高めていくことが重要と考えております。

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】 高齢介護課

市独自の処遇改善助成金制度の創設は考えておりません。介護人材不足の解消のための処遇改善制度については、国に要望してまいります。

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】 高齢介護課

貝塚市に住民登録されている65歳以上の市民税が非課税世帯のかたで、身体障害者手帳指定医師から補聴器が必要と認められた身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちでないかたに対し、左右いずれかの耳に装着する管理医療機器として認定された補聴器の購入にかかる費用について、その2分の1の額を、25,000円を限度として令和4年1月から助成しています。

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

障害者が65歳に到達する前に要介護認定の申請手続きの案内を行うなど、円滑に介護保険のサービス利用につながるよう支援を行っているところです。また65歳までに障害福祉サービスを受給されていた方が、介護保険給付だけでは生活を送るのに必要なサービスを確保できない場合は、ケアプラン作成事業所と調整のうえ障害福祉サービスの支給決定を行っています。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】 障害福祉課

本市では、介護保険の利用申請手続きを行わない場合において、申請についての理解を得られるように説明を行っていますが、未申請を理由に障害福祉サービスを打ち切ることはありません。

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

国通知及び事務処理要領に基づく運用を行っています。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

本市では、そのような独自ルールは設けていません。

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】 障害福祉課

ホームページや障害者福祉のしおりに記載する場合は、わかりやすい丁寧な記述となるよう努めます。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】 障害福祉課

現行通りの基準適用を求めていきます。

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】 障害福祉課

国庫負担基準の創設について求めていきます。

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】 高齢介護課

適切なケアマネジメントを行い、必要なサービスを利用していただけるよう努めてまいります。

- ⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】 障害福祉課

障害福祉サービスについては、国施策において利用者負担の軽減が図られており、市町村民税非課税世帯は利用者負担額が無料となっております。介護サービスについては、収入等に応じて負担していただきます。減免制度等、活用できる制度を適切に案内し、対応していきます。

- ⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】 障害福祉課

重度障害者医療費助成制度は、大阪府の制度により実施していることから、市単独で対象者の拡大や市独自の助成制度を創設することは考えておりません。

9. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】 生活福祉課

コロナ禍において生活保護申請等が急速に増加していない理由として、住居確保給付金や社会福祉協議会の特例貸付等の生活困窮者に対する各種支援策が影響しているものと考えております。

申請時における扶養調査につきましては、申請者から扶養義務者の状況や関係性を十分に聞き取り、保護の実施要領及び国の通知に基づき適正に実施しております。

窓口で明確に申請の意思を示された場合は、すべて申請を受理しております。

- ② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

【回答】 生活福祉課

本市のホームページにおいて「生活保護の申請は国民の権利です。お困りの場合はためらわずにご相談ください」と明記し、生活保護制度について案内しております。

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーについては、全てを社会福祉士及び社会福祉主事任用資格者の正規職員で配置しており、社会福祉法に定める標準数の人員配置については、適正な実施体制の確保に努めてまいります。

ケースワーカーに対して職場における指導・教育はもとより、職場外研修にも積極的に参加を促し、人材育成を図っております。

窓口対応については、常に法令順守し人権を尊重した丁寧な対応を行うように努めております。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーは、それぞれ担当地区が決まっていますので、女性ケースワーカーがシングルマザーや独身女性を限定して家庭訪問を行うことはしていませんが、家庭訪問に配慮が必要な方に対しては、女性ケースワーカー等の同行訪問を実施しております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

【回答】生活福祉課

生活保護の「しおり」については、制度の内容等をわかりやすく解説するため、必要に応じて内容を見直し、申請書と同様に、常時相談者の目につく場所に置いております。

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】生活福祉課

医療扶助の実施については厚生労働省の医療扶助運営要領に定められており、これに基づき実施しているため本市単独で医療証の発行を行う考えはございません。休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時などは、事後に電話連絡をいただくことにより直接医療機関に医療券を送付しております。

健診については、対象者全世帯に案内を送付するとともに、電話や家庭訪問時に受診を勧奨しております。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】生活福祉課

反社会的で違法な行為の抑制・排除のため、関係機関との連携強化や暴力団等に対する生活保護の適正な取扱いの徹底を目的とし、警察官OBを1名配置しております。

「適正化」ホットラインについては、実施する考えはありません。

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】生活福祉課

生活保護基準は、厚生労働省からの通知に基づき、適正に認定しています。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】生活福祉課

住宅扶助については、生活保護法による保護の実施要領に基づき支給しており、経過措置についても実態を確認のうえ、厚生労働省からの通知に基づき適用しています。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

【回答】生活福祉課

ジェネリック医薬品の使用については、医療扶助運営要領に基づいて実施しております。調剤薬局の限定は実施しておりません。

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望す

ること。

【回答】生活福祉課

大学生、専門学生の世帯分離につきましては、保護の実施要領に基づき実施しております。